奈良県告示第三百八十六号

平成二十三年二月奈良県告示第三百八十号（家畜伝染病の発生による家畜等の移動の禁止）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

告示文並びに一及び二中「移動」の下に「及び搬出」を加える。

三を次のように改める。

三　移動及び搬出を禁止する区域

1　移動を禁止する区域

別図赤の円に囲まれた奈良県の区域

2　搬出を禁止する区域

別図青の円に囲まれた区域のうち、1の区域を除いた奈良県の区域

（「別図」は省略し、その図面を奈良県農林部畜産課に備え置いて縦覧に供する。）